

島根県の対応

島根県対策本部決定

1. 緊急事態措置を解除する区域

県内全域

2. 緊急事態措置の解除日

令和2年5月14日(木)

3. 緊急事態措置解除後の対応

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の4点を依頼

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること